

特定社会保険労務士

高田馬場労務事務所

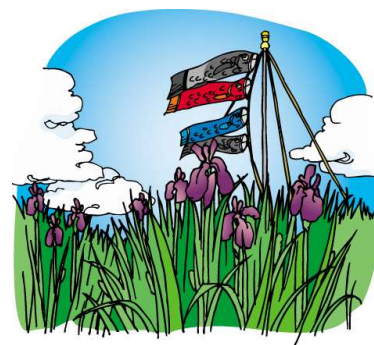
〒169-0075

東京都新宿区高田馬場 4-29-30

ビレッジ・N502 号

TEL&FAX 03-6780-0894

メール onosato@kyuyo.biz



令和7年度の地方労働行政運営方針－ 「フリーランス等の就業環境の整備」について

厚生労働省は4月1日、「令和7年度地方労働行政運営方針」を策定しました。各都道府県労働局においては、この運営方針を踏まえた行政運営方針を策定し、計画的な行政運営を図ることとしています。運営方針には、重点的に取り組むべき施策として、「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援」「リ・スキリング、ジョブ型人事（職務給）の導入、労働移動の円滑化」「人手不足対策」「多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組」が挙げられています。

以下、「多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組」の中にある「フリーランス等の就業環境の整備」について紹介します。

◆現状の課題

フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、令和6年11月に施行された特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（「フリーランス法」）の履行確保を図る必要があるとしています。同法は、発注事業者には、①取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額などを禁止するとともに、②フリーランスの育児介護等に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けるものです。

また、自らの働き方が労働者に該当する可能性があると考えるフリーランスからの相談にも丁

寧に対応する必要があるとしています。

◆取組事項

フリーランスから本法の就業環境の整備違反に関する申出があった場合に、速やかに申出内容を聴取し、発注事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、本法の着実な履行確保を図るとするものです。また、フリーランスから委託事業者等との取引上のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル110番」（弁護士に無料で相談できる）を紹介するなど適切に対応するとしています。

さらに、全国の監督署に設置されている「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」に申告がなされた場合には、特段の事情がない限り、原則として労働者性の有無を判断し、必要な指導を行うとします。また、被用者保険の更なる適用促進を図るため、監督署において労働基準法上の労働者と判断した事案については、日本年金機構年金事務所および労働局労働保険適用徴収部門への情報提供を徹底するとしています。

【厚生労働省「令和7年度地方労働行政運営方針」の策定について】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56672.html

令和7年度のキャリアアップ助成金の 主な変更点

令和7年度のキャリアアップ助成金のパンフレットやリーフレットが公表されました。4月以降の変更点のポイントについて説明していきます。なお、ここでは大企業の支給額は省略し、中小企業の支給額のみを掲載します。

◆正社員化コースの変更点

キャリアアップ助成金は、非正規雇用労働者を企業内でキャリアアップさせ、正社員転換や待遇改善を行う企業を支援する制度です。

まず、正社員転換等をした場合に助成される「正社員化コース」では、重点支援対象者が導入されました。重点支援対象者とは、雇入れから3年以上経過した有期雇用労働者、派遣労働者、母子家庭の母、人材開発支援助成金の対象訓練を受けて正社員へ転換した者等のことをいいます。これまでは、「有期→正規」「無期→正規」への転換の場合、2期分の合計でそれぞれ80万円、40万円が支給されていましたが、4月からは重点支援対象者に支給されることになります。

対象以外の人には、1期(6か月)分のみ半額の40万円、20万円が支給されます。なお、新規学卒者については、雇い入れられた日から起算して1年未満のものについては、支給対象者から除外となります。

◆賃金規定等改定コースの変更点

「賃金規定等改定コース」では、賃上げ引上げ区分が従来の2区分から4区分に細分化され、助成額が拡充されました。3%以上4%未満で4万円、4%以上5%未満で5万円、5%以上6%未満で6.5万円、6%以上で7万円となります。

さらに、有期雇用労働者等の基本給の3%以上を引き上げた場合、1事業所当たり1回のみ20万円が加算されます。

◆キャリアアップ計画書の手続きの簡素化

キャリアアップ計画書は、これまでは各コースの取組み実施日の前日までに管轄の労働局長

に提出し、認定を受ける必要がありましたが、届出のみでよいことになりました。

各コースの詳細は、下記のパンフレットやリーフレットで確認できます。支給申請については、当事務所にご相談ください。

【厚生労働省「キャリアアップ助成金のご案内(令和7年度版)(パンフレット)」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/01469672.pdf>

【厚生労働省「キャリアアップ助成金のご案内(令和7年度版)(リーフレット)」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/01469677.pdf>

【厚生労働省「キャリアアップ助成金改正概要リーフレット(令和7年度版)」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/01450174.pdf>

厚生労働省が不妊治療と仕事との両立に 関する資料を公開しました

◆不妊治療をめぐる現状

日本全体の出生数は下がっているなか、不妊の検査や治療を受けるカップルは増加傾向にあり、令和3年(2021年)に不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の数は「約4.4組に1組」となっています(厚生労働省「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」)。不妊治療にあたっては女性に大きな負担がかかり、キャリア継続に支障をきたすことは珍しくありません。経営者はじめ社会全体で理解を深め、対策を講じていくことが重要です。

そうしたなか、厚生労働省から、不妊治療と仕事との両立に関する新しい資料として、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」および「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」の2つが公開されています。

◆「不妊治療を受けながら働き続けられる 職場づくりのためのマニュアル」

本マニュアルは、以下の構成となっています。

第1章 不妊治療について

第2章 企業における不妊治療と仕事の両立
支援に取り組む意義

第3章 不妊治療と仕事との両立支援導入ス
テップ

第4章 不妊治療と仕事との両立に取り組ん
でいる企業の事例

第5章 不妊治療と仕事との両立を支援する
上でのポイント

第6章 参考情報

不妊についての基礎知識・保険の仕組みや各
種データ、企業が対策に取り組む意義および具
体的な方法、企業の好事例集などがまとめられ
ています。

◆「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブッ ク」

本ハンドブックでは、不妊治療に関するデー
タや職場での配慮のポイント、お役立ち情報など
がコンパクトにまとめられています。

上記ハンドブックでは、不妊治療の全体像や
企業ができるサポートの概要を知ることができます。
その上で、より詳しい情報や具体的な取組
みの進め方を知りたい場合、マニュアルを通じて
理解を深めることができます。

女性のキャリア中断を防止することは労働者・
企業双方にとって重要です。上記資料等は経営
者・担当者にとってのヒントになると思われます。
また、実際に取り組みを始めたい場合、助成金
など各種制度、企業内の制度設計や環境整
備、従業員への説明やプライバシーの確保な
ど、悩ましい点も多々出てくるかと思うので、その
際はぜひ当事務所にご相談ください。

【厚生労働省「不妊治療を受けながら働き続けら れる職場づくりのためのマニュアル」】

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/
pamphlet/dl/30k.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30k.pdf)

【厚生労働省「不妊治療と仕事との両立サポート ハンドブック」】

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/
pamphlet/dl/30l.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30l.pdf)

5月の税務と労務の手続提出期限 【提出先・納付先】

12 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納
付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前
月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

15 日

- 特別農業所得者の承認申請[税務署]

6 月 2 日

- 軽自動車税(種別割)納付[市区町村]
- 自動車税(種別割)の納付[都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀
行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金
事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用
状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保
険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末
日>
[公共職業安定所]
- 確定申告税額の延納届出額の納付[税務
署]